

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する  
規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条～第28条」を「第11条の2～第22条」に、「第29条～第32条」を「第23条～第26条」に、「第33条～第39条」を「第27条～第33条」に、「第40条・第41条」を「第34条・第35条」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（副校長）

第11条の2 教育長が指定する学校に副校長を置く。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第14条の2第1項中「置くものとし」を「置く。」に改め、「、総括教諭は主幹教諭をもって充てる。」を削る。

第14条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命ずる。

第14条の2に次の1項を加える。

4 主幹教諭は、総括教諭をもって充てる。

第15条を次のように改める。

（課長補佐、担当係長及び主任）

第15条 学校に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。

2 課長補佐、担当係長及び主任は、学校栄養職又は学校事務職のうちから教育委員会が命ずる。

3 課長補佐及び担当係長は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専

門的事項又は担当事務を掌理する。

4 主任は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項又は担当事務をつかさどる。

第16条から第22条までを削り、第23条を第16条とし、第24条を第17条とし、第24条の2を第18条とし、第25条を第19条とし、第26条を第20条とする。

第27条第1号中「校長の休暇が3日を超える場合は」を「校長の休暇の承認又は届出の受理については」に改め、同条を第21条とし、第28条から第41条までを6条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

教育長が指定する学校に副校長を置くこと、市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたこと及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年4月30日教委規則第5号</p>	<p>○川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年4月30日教委規則第5号</p>
<p>川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p>	<p>川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第1条の4）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第1条の4）</p>
<p>第2章 学年、学期及び休業（第2条～第5条）</p>	<p>第2章 学年、学期及び休業（第2条～第5条）</p>
<p>第3章 教育活動（第6条～第8条）</p>	<p>第3章 教育活動（第6条～第8条）</p>
<p>第4章 教材の取扱い（第9条～第11条）</p>	<p>第4章 教材の取扱い（第9条～第11条）</p>
<p>第5章 組織編制等（<u>第11条の2～第22条</u>）</p>	<p>第5章 組織編制等（<u>第12条～第28条</u>）</p>
<p>第6章 施設、設備等の管理（<u>第23条～第26条</u>）</p>	<p>第6章 施設、設備等の管理（<u>第29条～第32条</u>）</p>
<p>第7章 併設型中学校における特例等（<u>第27条～第33条</u>）</p>	<p>第7章 併設型中学校における特例等（<u>第33条～第39条</u>）</p>
<p>第8章 雑則（<u>第34条・第35条</u>）</p>	<p>第8章 雑則（<u>第40条・第41条</u>）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章～第4章（略）</p>	<p>第1章～第4章（略）</p>
<p>第5章 組織編制等</p>	<p>第5章 組織編制等</p>
<p><u>（副校長）</u></p>	
<p><u>第11条の2 教育長が指定する学校に副校長を置く。</u></p>	
<p><u>2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u></p>	
<p>（第12条～第14条 略）</p>	<p>（第12条～第14条 略）</p>
<p>（総括教諭）</p>	<p>（総括教諭）</p>
<p>第14条の2 学校に総括教諭を<u>置く</u>。ただし、特別の事情があるときは、総括教諭を置かないことができる。</p>	<p>第14条の2 学校に総括教諭を<u>置くものとし、総括教諭は主幹教諭をもって</u></p>
<p><u>2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命ず</u></p>	<p><u>充てる</u>。ただし、特別の事情があるときは、総括教諭を置かないことのできる。</p>
<p><u>る。</u></p>	
<p><u>3 総括教諭は、児童生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさど</u></p>	<p><u>2 総括教諭は、児童生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさど</u></p>

改正後	改正前
り、校長の監督を受け、第12条第3項の組織を総括する。	り、校長の監督を受け、第12条第3項の組織を総括する。
<u>4 主幹教諭は総括教諭をもって充てる。</u>	
<u>(課長補佐、担当係長及び主任)</u>	<u>(学校栄養主査)</u>
<u>第15条 学校に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。</u>	<u>第15条 学校に学校栄養主査を置くことができる。</u>
<u>2 課長補佐、担当係長及び主任は、学校栄養職又は学校事務職のうちから</u>	<u>2 学校栄養主査は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事</u>
<u>教育委員会が命ずる。</u>	<u>項を掌理する。</u>
<u>3 課長補佐及び担当係長は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する</u>	
<u>専門的事項又は担当事務を掌理する。</u>	<u>(学校栄養主任技師)</u>
<u>4 主任は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項又は担</u>	<u>第16条 学校に学校栄養主任技師を置くことができる。</u>
<u>当事務をつかさどる。</u>	<u>2 学校栄養主任技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門</u>
	<u>的事項を処理する。</u>
	<u>(事務主幹)</u>
	<u>第17条 学校に事務主幹を置くことができる。</u>
	<u>2 事務主幹は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特に重要な特</u>
	<u>定の学校事務を掌理する。</u>
	<u>(総括事務主査)</u>
	<u>第18条 学校に総括事務主査を置くことができる。</u>
	<u>2 総括事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び重要な特</u>
	<u>定の学校事務を掌理する。</u>
	<u>(事務主査)</u>
	<u>第19条 学校に事務主査を置くことができる。</u>
	<u>2 事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特定の学校事</u>
	<u>務を掌理する。</u>
	<u>(主任事務主事)</u>

改正後	改正前
<p>(学校用務員)</p> <p><b>第16条</b> 学校に、用務に従事する職員（以下「学校用務員」という。）を置くことができる。</p> <p>2 学校用務員は、校長の監督を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。</p> <p>(学校給食調理員)</p> <p><b>第17条</b> 学校に、給食調理業務に従事する職員（以下「学校給食調理員」という。）を置くことができる。</p> <p>2 学校給食調理員は、校長の監督を受け、学校給食の調理、配食等に従事する。</p> <p>(職長)</p> <p><b>第18条</b> 学校に、職長を置くことができる。</p> <p>2 職長は、学校用務員又は学校給食調理員のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>3 職長は、校長の監督を受け、担当業務を処理する。</p> <p>(職員会議)</p> <p><b>第19条</b> 学校に、校務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。</p> <p>2 校長は、職員会議を招集し、運営する。</p> <p>3 職員会議においては、学校の運営方針、教育活動その他校務に関する事</p>	<p><b>第20条</b> <u>学校に主任事務主事を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>主任事務主事は、校長の監督を受け、学校事務を処理する。</u></p> <p><u>(その他の職)</u></p> <p><b>第21条</b> <u>学校に、第15条から前条までに規定する職のほか、別表の左欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(職の任命)</u></p> <p><b>第22条</b> <u>第14条の2の規定により設けられた職は教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命じ、及び第15条から前条までの規定により設けられた職は学校栄養職員又は事務職員のうちから教育委員会が命ずる。</u></p> <p>(学校用務員)</p> <p><b>第23条</b> 学校に、用務に従事する職員（以下「学校用務員」という。）を置くことができる。</p> <p>2 学校用務員は、校長の監督を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。</p> <p>(学校給食調理員)</p> <p><b>第24条</b> 学校に、給食調理業務に従事する職員（以下「学校給食調理員」という。）を置くことができる。</p> <p>2 学校給食調理員は、校長の監督を受け、学校給食の調理、配食等に従事する。</p> <p>(職長)</p> <p><b>第24条の2</b> 学校に、職長を置くことができる。</p> <p>2 職長は、学校用務員又は学校給食調理員のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>3 職長は、校長の監督を受け、担当業務を処理する。</p> <p>(職員会議)</p> <p><b>第25条</b> 学校に、校務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。</p> <p>2 校長は、職員会議を招集し、運営する。</p> <p>3 職員会議においては、学校の運営方針、教育活動その他校務に関する事</p>

改正後	改正前
<p>項について、伝達を行い、所属職員から意見を聴き、所属職員相互の意見交換等を行う。</p>	<p>項について、伝達を行い、所属職員から意見を聴き、所属職員相互の意見交換等を行う。</p>
<p>4 前3項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。 (学校教育推進会議)</p>	<p>4 前3項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。 (学校教育推進会議)</p>
<p><b>第20条</b> 学校に、教育目標、教育活動等に関し、校長の求めに応じて意見を述べるため、学校教育推進会議を置く。ただし、別に定める学校運営協議会を置く学校にあっては、この限りでない。 (休暇)</p>	<p><b>第26条</b> 学校に、教育目標、教育活動等に関し、校長の求めに応じて意見を述べるため、学校教育推進会議を置く。ただし、別に定める学校運営協議会を置く学校にあっては、この限りでない。 (休暇)</p>
<p><b>第21条</b> 職員(校長を含む。以下同じ。)の休暇(無給休暇を除く。)の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。 (1) <u>校長の休暇の承認又は届出の受理については</u>、教育長が行う。 (2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれがある場合は、教育委員会の意見をきいて校長が行う。 (3) 前各号以外の場合は、校長が行う。 (出張)</p>	<p><b>第27条</b> 職員(校長を含む。以下同じ。)の休暇(無給休暇を除く。)の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。 (1) <u>校長の休暇が3日を超える場合は</u>、教育長が行う。 (2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれがある場合は、教育委員会の意見をきいて校長が行う。 (3) 前各号以外の場合は、校長が行う。 (出張)</p>
<p><b>第22条</b> 職員の出張は、校長が命ずる。 2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。 第6章 施設、設備等の管理 (施設等の管理)</p>	<p><b>第28条</b> 職員の出張は、校長が命ずる。 2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。 第6章 施設、設備等の管理 (施設等の管理)</p>
<p><b>第23条</b> 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。 2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。 (施設等の利用)</p>	<p><b>第29条</b> 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。 2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。 (施設等の利用)</p>
<p><b>第24条</b> 校長は、学校の施設又は設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。 2 前項の場合においては、川崎市立学校施設使用規則(昭和27年教育委員会規則第3号)に定めるところによる。</p>	<p><b>第30条</b> 校長は、学校の施設又は設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。 2 前項の場合においては、川崎市立学校施設使用規則(昭和27年教育委員会規則第3号)に定めるところによる。</p>



改正後	改正前
<p>(警備等の計画・分担)</p> <p><b>第25条</b> 校長は、児童生徒の安全をはかるため、学年度の初めに学校の警備及び防火の計画を作成してその分担を定め、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(宿日直)</p> <p><b>第26条</b> 校長は、学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視のため、所属職員(宿日直代行員を除く。以下同じ。)に宿日直を命じなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 教育委員会が、所属職員による宿日直にかえて、宿日直代行員を雇用し、勤務させる場合</p> <p>(2) 教育委員会が、保安上必要な施設及び設備の整備その他特別の措置を講ずることにより、当該学校について所属職員による宿日直を要しないと認める場合(災害の発生その他特別の事情により教育委員会が宿日直勤務を必要と認める場合を除く。)</p> <p>第7章 併設型中学校における特例等</p> <p>(中高一貫教育)</p> <p><b>第27条</b> 川崎市立川崎高等学校附属中学校(以下「附属中学校」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により、川崎市立川崎高等学校(以下「川崎高等学校」という。)全日制の課程普通科における教育と一貫した教育を施すものとする。</p> <p>(附属中学校の定員及び通学区域)</p> <p><b>第28条</b> 附属中学校の生徒の定員及び通学区域は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(附属中学校の入学の許可)</p> <p><b>第29条</b> 附属中学校の入学は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第117条の規定により準用する同令第110条の規定のほか、教育委員会が別に定めるところにより、校長が許可する。</p> <p>(附属中学校の入学者の募集及び決定)</p>	<p>(警備等の計画・分担)</p> <p><b>第31条</b> 校長は、児童生徒の安全をはかるため、学年度の初めに学校の警備及び防火の計画を作成してその分担を定め、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(宿日直)</p> <p><b>第32条</b> 校長は、学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視のため、所属職員(宿日直代行員を除く。以下同じ。)に宿日直を命じなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 教育委員会が、所属職員による宿日直にかえて、宿日直代行員を雇用し、勤務させる場合</p> <p>(2) 教育委員会が、保安上必要な施設及び設備の整備その他特別の措置を講ずることにより、当該学校について所属職員による宿日直を要しないと認める場合(災害の発生その他特別の事情により教育委員会が宿日直勤務を必要と認める場合を除く。)</p> <p>第7章 併設型中学校における特例等</p> <p>(中高一貫教育)</p> <p><b>第33条</b> 川崎市立川崎高等学校附属中学校(以下「附属中学校」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により、川崎市立川崎高等学校(以下「川崎高等学校」という。)全日制の課程普通科における教育と一貫した教育を施すものとする。</p> <p>(附属中学校の定員及び通学区域)</p> <p><b>第34条</b> 附属中学校の生徒の定員及び通学区域は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(附属中学校の入学の許可)</p> <p><b>第35条</b> 附属中学校の入学は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第117条の規定により準用する同令第110条の規定のほか、教育委員会が別に定めるところにより、校長が許可する。</p> <p>(附属中学校の入学者の募集及び決定)</p>

改正後	改正前						
<p><b>第30条</b> 附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め、毎年あらかじめ公告する。</p>	<p><b>第36条</b> 附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め、毎年あらかじめ公告する。</p>						
<p>(附属中学校の転入学及び編入学)</p>	<p>(附属中学校の転入学及び編入学)</p>						
<p><b>第31条</b> 附属中学校への転入学及び編入学は、原則として実施しない。</p>	<p><b>第37条</b> 附属中学校への転入学及び編入学は、原則として実施しない。</p>						
<p>(附属中学校における転学及び退学)</p>	<p>(附属中学校における転学及び退学)</p>						
<p><b>第32条</b> 附属中学校から転学又は退学しようとする者は、転学願又は退学願にその事由を付し、保護者と連署して校長に願い出なければならない。</p>	<p><b>第38条</b> 附属中学校から転学又は退学しようとする者は、転学願又は退学願にその事由を付し、保護者と連署して校長に願い出なければならない。</p>						
<p>2 校長は、転学者又は退学者があった場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>2 校長は、転学者又は退学者があった場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p>						
<p>(教育課程編成上の協議)</p>	<p>(教育課程編成上の協議)</p>						
<p><b>第33条</b> 附属中学校の校長は、教育課程を編成するにあたっては、学校教育法施行規則第115条の規定に基づき、川崎高等学校の校長とあらかじめ協議するものとする。</p>	<p><b>第39条</b> 附属中学校の校長は、教育課程を編成するにあたっては、学校教育法施行規則第115条の規定に基づき、川崎高等学校の校長とあらかじめ協議するものとする。</p>						
<p>第8章 雑則</p>	<p>第8章 雑則</p>						
<p>(事故の報告)</p>	<p>(事故の報告)</p>						
<p><b>第34条</b> 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない。</p>	<p><b>第40条</b> 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない。</p>						
<p>(実施規定)</p>	<p>(実施規定)</p>						
<p><b>第35条</b> この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p><b>第41条</b> この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>						
	<p>別表（第21条関係）</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1161 1335 1201">職</th> <th data-bbox="1339 1161 2065 1201">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1208 1335 1299">学校栄養技師</td> <td data-bbox="1339 1208 2065 1299">校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1305 1335 1345">事務主事</td> <td data-bbox="1339 1305 2065 1345">校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	学校栄養技師	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。	事務主事	校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。
職	職務						
学校栄養技師	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。						
事務主事	校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。						